

平戸市監査公表第 18 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 8 年 6 月 23 日

平戸市監査委員 大浦 雄二
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局
文化観光商工部商工物産課

第 3 監査の期間

令和 7 年 1 月 29 日から 31 日まで

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：文化観光商工部商工物産課】

区 分	内 容	措置状況
指摘事項	<p>1 予定価格調書について</p> <p>予定価格が、平戸市契約規則第23条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合、同規則第9条及び第25条の規定により予定価格調書を作成することになっているが、作成されていない事例が複数見られたので、同規則に基づき適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>規定に基づき予定価格調書を作成するよう徹底します。</p>
指導事項	<p>1 平戸市電気・燃油価格高騰対策支援事業補助金について</p> <p>令和5年度の補助金交付申請書に添付すべき書類として、交付要綱第5条第1項第3号に「補助対象経費の領収書、支払証明書又はクレジット等の引き落としが分かる書類の写し」を求めているが、総勘定元帳が添付されているものがあつた。総勘定元帳は、企業等が勘定科目ごとに分類して記録する帳簿であるため、原本証明された総勘定元帳が必要であつたと思われる。</p> <p>また、そのほかに同意書で日付の記入がないものや振込先口座通帳の写し、申請者本人確認書類の添付がないものが複数見られたので、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>交付要綱に基づき必要書類を添付するよう徹底します。</p> <p>また、総勘定元帳を利用する場合は、原本証明された総勘定元帳を利用し、同意書や振込先口座通帳の写し、本人確認書類の添付についても添付の有無、日付の記入等を確認し、適正な事務執行に努めます。</p>
	<p>2 アンテナショップ運営業務委託について</p> <p>令和5年4月1日付けで締結した、令和5年度平戸市物販型アンテナショップ運営業務委託および平戸市飲食型アンテナショップ運営業務</p>	<p>アンテナショップの歩合賃料につきましては、年度末に事務処理を行い1年間分をまとめて納入していただく想定をしておりましたが、ご指摘のように、契約当初に仕様書、契約書において支払い方法や時期など</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>委託において、受注者は店舗売上高に対する5%を乗じた額の売上歩合賃を発注者に支払うこととしているが、11月15日付けで、売上歩合賃を免除する契約変更願を受け、11月24日付けで当初契約を変更している。当初契約書や仕様書に売上歩合賃の支払い方法や時期など明記されておらず、変更契約までの支払いがなされていなかった。</p> <p>変更契約で令和5年4月分に遡及し売上歩合賃を免除しているが、変更契約書に免除期間の記載がなかったため、契約にかかる重要事項については記載漏れがないように努められたい。</p>	<p>明記されていなかったことから、受託者も指示待ちの状況だったと想定されます。</p> <p>令和6年度からは売上歩合賃については徴収しない方針としたため、契約書から条文を削除しましたが、今後、同様の案件が生じた場合には、仕様書、契約書に記載すべき重要事項として明記することを徹底します。</p>
	<p>3 委託料の概算払について</p> <p>委託料については、平戸市財務規則第66条第1項において概算払ができる経費とされ、同条第2項において、「委託料の概算払は、別に法令等に定めがある場合を除き、当該経費がその性質上概算払をもって支払をしなければならない理由を明らかにさせたうえ、適切な支払を行うものとする。」と規定している。</p> <p>平戸市オンラインショップ管理運営業務委託ほか12件では、契約書には委託料の支払いは概算払とする旨が明記されているが、契約締結伺、支出命令などに「概算払をもって支払をしなければならない理由」の記載がなかった。</p> <p>また、令和4年度平戸市ECサイト「平戸商店」管理運営業務ほか3件の委託業務契約において、委託料の</p>	<p>本監査においての指摘以降、平戸市財務規則第66条第2項の規定のとおり、経費の性質上概算払をもって支払をしなければならない理由を明らかにさせたうえ委託契約を締結し、締結伺、支出命令において、概算払をもって支払をしなければならない理由を明記し事務処理を徹底しています。</p> <p>また、委託料の支払方法については、令和6年度からは委託料を無料としていることから支払いに関する条文は削除していますが、今後、同様の案件が生じた場合には、上記同様に概算払の理由を明らかにさせたうえ、委託料の支払方法、支払期間について契約書に明記することとします。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>支払方法について契約書に定めのない、上半期（４～９月）と下半期（１０～３月）の２回に分けた概算払がなされていたことから、関係例規に基づき、適正な事務執行に努められたい。</p>	
意見	<p>１ 平戸市創業支援事業補助金について</p> <p>平戸市創業支援事業補助金交付要綱第７条（交付申請）及び第８条（実績報告）において、事業計画書及び事業実績書を規定しており、様式は同じ第３号としている。</p> <p>しかしながら、実績報告書においては、「事業着手予定年月日」や「事業開始予定年月日」、「動機」や「雇用計画」などは不要な事項と思われることから、様式を精査し、当補助金交付による実績がわかる報告書となるよう見直しを検討されたい。</p> <p>２ 平戸市地域購買力回復事業について</p> <p>令和４年度平戸市地域購買力回復事業「第３弾ひらどプレミアム商品券」業務委託において、商品券の作成、販売・管理などの業務に商品券のプレミアム分を含んだ見積書が提出されていた。しかしながら、プレミアム部分については、金銭の預け金的な性質であると考えられることから、同様の事業を行う場合においては、見積徴取は、実質的な業務を行うための業務仕様書とし、プレミアム分については、契約書に商品券販売実績に応じた支払いを行う条項を入れるなど検討されたい。</p>	<p>実績報告書については、予定を実施日と変更し、不要な事項を記載しないようするなど、実績がわかるように明記することとします。</p> <p>他市町の取り扱いを確認し、契約内容や支払い方法等を検討します。</p>